

埼玉県SDGs認証基準
策定業務委託仕様書



1. 目的

埼玉県では、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するために、企業や団体、金融機関など様々なステークホルダーが一体となってSDGsの達成に向けて取り組む「埼玉版SDGs」を推進している。特に、県内企業等に向けた取組として、SDGsに自ら取り組むとともに、その実施内容を公表する県内企業等を県が登録する「埼玉県SDGsパートナー登録制度」を令和2年に創設し、具体的な取組を促している。

現在、世界各国では、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現に向けてEUタクソミーなど高いレベルの基準を策定し、企業等に取組を促している。一方、令和6年3月現在、本県では企業によるSDGsの取組状況を客観的に評価する基準を設けていないことから、将来において県内企業が高いレベルの取組基準を求められた際に適応することができず、競争力を保つことができなくなる可能性がある。

そこで、SDGsの達成に向けたより高いレベルの取組が加速し、SDGsに取り組む企業等を増加させることにより、2030年のSDGs達成を目指すとともに、将来において国際的に高レベルの基準が設けられたとしても県内企業が高い競争力を維持し、本県の持続的な成長を図ることを目的とした制度を創設することとした。

本委託業務においては、令和7年度以降の制度運用開始に向けて、EUタクソミーなど海外の諸制度を含めた様々な基準に関する情報収集や分析を行うとともに、有識者等の意見を踏まえ、対象とする業種を選定し、県内企業等が参加可能な環境・社会・経済の各分野で高いレベルの取組を進めるための基準案を策定するものである。

2. 業務内容(詳細については提案内容に基づくものとする)

(1) 国内外の様々な基準の調査・研究

ア 時期

契約期間中随時

イ 内容

EUタクソミーなど海外の諸制度を含めた、企業・団体が対象となるSDGs関連基準に関する情報収集と効果、県内企業等への適用可能性や適用時の影響に関する詳細な分析
調査結果や分析結果は県に随時報告

(2) 専門家、金融機関等からの意見聴取

ア 時期

契約期間中随時

イ 内容

基準に求められるべき役割やレベル、県内企業との関係など新制度の内容について、SDGsに関する知識が豊富な専門家や県内経済に精通した金融機関等から意見を徴取
聴取した内容については県に随時報告

(3) 新基準の対象となる業種の選定

ア 時期

令和6年6月～8月

イ 内容



認証制度に求められる役割や県内経済の特性を踏まえながら、新制度の対象となる業種を選定

(4) 基準骨子案の策定

ア 時期

令和6年8月

イ 内容

(1)～(3)の内容を踏まえて、基準の骨子案を策定

(5) 県内企業・業界団体の適合可能性調査

ア 時期

令和6年8月～10月

イ 内容

策定する制度が県内企業に適合できるよう判断するために、基準のレベルや内容、取り組む動機とするためのインセンティブなどに関する意見等について、県内企業・業界団体を対象に調査

調査項目及び実施方法、実施対象(企業数・業界団体等)については提案内容に基づき別途検討

調査結果については県へ報告

(6) 有識者会議の開催

ア 時期

令和6年8月～10月

イ 内容

新制度に関する内容を協議するための有識者会議を2回程度開催

委員の選定については県と協議のうえ実施

委嘱手続、会場設営、運営、謝金の支払いについては受託者が実施

(7) 基準案の策定

ア 時期

令和6年10月

イ 内容

上記(1)～(5)を踏まえた基準案の策定

(8) 制度運用開始に向けた準備

ア 時期

令和6年10月～令和7年3月

イ 内容

認証制度運用開始に向けて、認証事務に関するマニュアルや企業が使用するチェックシート等を作成

策定した基準案をもとに令和7年度以降の運用に向けた協議を随時実施



※ 時期については提案書を作成するための目安として設定したものであり、実際の時期とは前後する可能性がある。

3. 業務実施上の条件

(1) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(2) 履行場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県企画財政部計画調整課

その他県が指定する場所

(3) 打ち合わせ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に遂行することを目的として、受託者は業務進捗状況の報告や業務方針の確認等を行うための打ち合わせを県と行うものとする。

打ち合わせの方法については対面又はWEBで行うものとし、県及び受託者の求めに応じて適宜開催するものとする。また、その内容について受託者はその都度議事録を作成して県に提出することとする。

なお、打ち合わせの開催及び議事録作成に係る諸費用について受託者の費用負担が生じた場合は、本業務の委託料に含めるものとする。

4. 成果物

成果物として、本業務の内容をまとめた報告書を作成し提出すること。成果物はPDF形式の電磁記録で電子メールもしくは記録した媒体により提出すること。なお、報告書等の様式は問わないがPDFファイルについては高圧縮及び低圧縮の両方の形式で提出すること。

5. 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に埼玉県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を書面により報告し、埼玉県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、埼玉県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- (3) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例（平成16年条例第65号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。



- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (8) 本委託業務の実施における受託者の危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (9) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (10) この契約により作成される成果物及びその他の著作権等の取扱いについては、埼玉県に無償で譲渡するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合にはこの限りではない。なお、作成した成果物の二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うこととする。
- (11) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。